

前橋市立明桜中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。「いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめに対する基本姿勢

- ① いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得るという認識を全職員が持つ。
- ② いじめは人権侵害であり、いじめを絶対許さない学校をつくる。
- ③ いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ④ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ⑤ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

本校においては、これらの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、子どもの実態に応じた取り組みを推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

(1) 学校の課題

めざす生徒像

- ・やさしい心で接し、協力し合える生徒
- ・いじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向け自主的に取り組む生徒
- ・いじめを許さないという実践的な態度を持つ生徒

(2) 学校としてなすべきこと

①いじめに対する正しい認識について共通理解すること

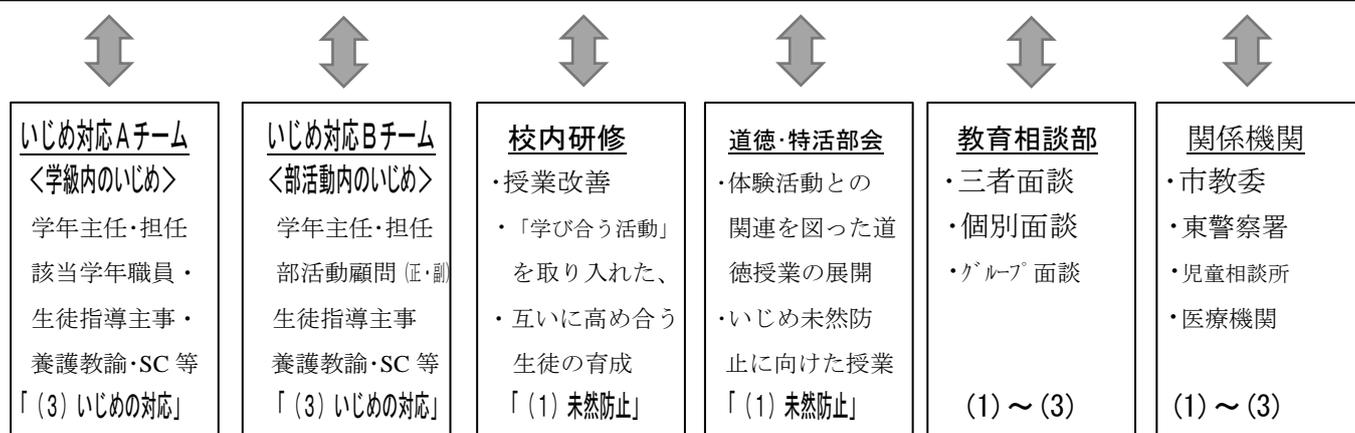
- ・いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- ・生徒に、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなると認識させる。
- ・教師一人一人がいじめの問題の重要性を正しく認識し、生徒のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。また、職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。

②教育相談活動を充実し、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図ること

- ・「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識を持つ。
- ・定期的なアンケートを実施するとともに、教育相談活動を充実することで、いじめへの対症療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通じた積極的な指導を展開する。
- ・いじめの早期解消に向けて、「いじめ防止対策委員会」等で、全教職員で協力して継続的に取り組む。「いじめ防止対策委員会」の組織は次の通りである。

<組織構造図>

<p>【いじめ防止対策委員会】（生徒指導委員会の構成メンバーが兼ねる）</p> <p>構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当・学年生徒指導担当 養護教諭・SC・ODS</p> <p>内 容 （1）未然防止</p> <p style="padding-left: 20px;">① いじめ防止対策の立案・実施・点検</p> <p>（2）いじめの把握</p> <p style="padding-left: 20px;">① 生活アンケート「こころの点検日」実施</p> <p style="padding-left: 20px;">② 相談窓口</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 指導記録の集積・情報収集</p> <p>（3）いじめの対応</p> <p style="padding-left: 20px;">① 個別ケースの対応・検討</p> <p style="padding-left: 20px;">② 指導や支援</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 保護者との連携</p> <p style="padding-left: 20px;">④ 関係機関との連携</p>	
---	--



③家庭・地域・関係機関との連携を深めること

- ・いじめの未然防止や早期発見、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携する。
- ・必要に応じて家庭訪問を行い、保護者とコミュニケーションを密にし、信頼関係を築く。
- ・必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し、協力関係を築く。特に、暴力や障害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては、警察と連携・協力し対応する。

④「いじめ撲滅強化月間」での効果的な取り組みの強化を図ること

- ・「いじめ撲滅強化月間」において、生徒の自主的・自発的な取り組みを中心に全校でいじめ撲滅に向けた取り組みを行う。
- ・「いじめ撲滅スローガン」等を周知するとともに、生徒が主体的に本校のスローガン等を考える活動を通して、意識の向上に努める。

(3) 教師としてなすべきこと

①いじめを見抜く感性を磨くこと

いじめは、教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に、教師自身がいじめを見抜く感性を磨く。

②不安や悩みを受容する姿勢を持つこと

生徒の話最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。

③「自信」と「やる気」を引き出す授業づくり

生徒との信頼関係に基づいた授業を実践し、生徒の「自信」と「やる気」を引き出す。

④心の居場所づくりに努めること

生徒一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と生徒及び生徒相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。

⑤一人一人の心の理解に努めること

生活記録ノート等を通じた心の交流をしたり、休み時間や清掃時間も生徒と一緒に活動したりし、生徒一人一人に1日に1回は声をかけるよう心がける。

⑥いじめは許さないという学級風土をつくること

道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土をつくる。

⑦子どもの姿を見つめること

いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、生徒の少しの変化も見逃さないように、日頃の生徒一人一人の様子を観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。

⑧互いに個性を認め合う学級経営に努めること

生徒の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、生徒一人一人がそれぞれの違いを個性として認め合うような学級経営に努める。

⑨いじめを受けた生徒を最後まで守ること

いじめを受けた生徒の苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。

⑩教師間で連携・協力して問題の解決にあたること

担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。

⑪生徒や保護者からの声に誠実に答えること

日頃から、いじめられている子どもやその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がける。

2 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

- ・いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者になりうることを踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全職員で取り組む。
- ・生徒同士、生徒と教師の信頼関係を築く。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような雰囲気づくりを心がける。
- ・生徒が互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せるよう指導する。
- ・未然防止の取り組みが成果を上げているかは、日常的に生徒の行動を把握したり、アンケートや生徒の欠席日数などで検証したりし、改善点等について検討し、PDCAサイクルに基づく取り組みを継続する。

(2) いじめ防止のための措置

①いじめについての共通理解を図ること

- ・いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。
- ・全校集会や学級活動等で校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で醸成する。

②いじめに向かわない態度・能力を育成すること

- ・ 道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。
- ・ 社会体験・生活体験などを通して他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・ 教育活動全体を通して、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。

③いじめを生まないために指導上留意すること

- ・ 授業について行けない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを心がける。
- ・ 生徒の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
- ・ 教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように細心の注意を払って指導する。
- ・ 教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
- ・ 発達障害等について適切に理解した上で、指導に当たる。

④自己有用感や自己肯定感を高めること

- ・ 教育活動全体を通して、生徒一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を設けられるよう努める。
- ・ 校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるようにする。
- ・ 困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高めることができるようにする。

⑤生徒自らがいじめ防止・撲滅について考える取り組み

- ・ 生徒会を中心に、生徒自身がいじめの防止を訴える取り組みを行う。
- ・ 生徒が活動の意義を理解し、主体的に参加できているか、教職員がチェックしながら適宜アドバイスしていく。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ・ いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを共通理解する。
- ・ 些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく、複数の教員で関わり、積極的に認知する。
- ・ グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、常日頃より生徒の動きを観察する。

(2) いじめ早期発見のための取り組み

①アンケート

- ・ 毎月いじめアンケートを行い、実態を把握する。

②教育相談体制

- ・ 教職員と生徒の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・ 家庭訪問等を通して、教職員と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気をつくる。
- ・ 生徒が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- ・ 気になる生徒の情報を全職員で共通認識しておく。

③その他

- ・ 休み時間や放課後等、様々な場面で生徒を見守り、動きを把握する職員体制をつくる。
- ・ 生活ノート等から生徒の悩みを把握する。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ・発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・被害生徒を守り通すとともに、加害生徒には毅然とした態度で指導する。
- ・全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関の連携し対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、いじめ防止対策委員会等で情報共有する。
- ・速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ・事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- ・重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察に相談または通報する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への対応

- ・生徒から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきり伝える。
- ・生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- ・生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ・いじめとして認識した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・聞き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・知らなかった生徒や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ・いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに荷担する行為であることを理解させる。
- ・教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な支援を求める。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

(6) いじめ対応の流れ

